

# 知って得する! 法律コラム



弁護士 村岡つばさ

## ワクチン接種を巡る労務トラブル

### 弁護士法人よつば総合法律事務所

経営法務全般。特に、人事労務問題、契約書等のリーガルチェック、紛争対応(債権回収・株主間紛争・その他企業様の各種訴訟)が主な取扱い業務。

千葉県内の企業様を中心に270社超の企業様と顧問契約を締結。(2021年1月1日現在)

柏事務所: 〒277-0005 柏市柏1-5-10 水戸屋宅番館ビル4F Tel: 04-7168-2300

千葉事務所: 〒260-0015 千葉市中央区富士見1-14-13 千葉大栄ビル7F Tel: 043-306-1110

Email: info@yotsubasougou.com



こちらから企業法務サイトがご覧になります。

よつば総合法律事務所の弁護士の村岡です。  
先日、社会保険労務士法人エフピオさん(本誌を定期購読されている方はお馴染みかと思えます)と、「コロナ禍の労務対応」に関するテーマでセミナーを行いました。同セミナー内で、ワクチン接種を巡る労務トラブルのお話もさせていただいたのですが、多くの企業様が、この部分に興味を持たれていたのがとても印象的でした。

そこで今回は、新型コロナウイルスのワクチン接種に関する労務トラブルについて、お話をさせていただきます。

### 1 はじめにーワクチン接種を従業員に義務付けることはできるか？

結論から申し上げますと、ワクチン接種を義務付けること(=強制すること)はできません。

新型コロナウイルスのワクチンについては、「予防接種法」という法律が適用されますが、この法律では、「接種を受けるよう努めなければならない」と定められており、接種を受けることは義務ではなく、努力義務とされています。

上記法律からも分かる通り、現在の日本国においては、ワクチン接種を推奨(努力義務)されてはいるものの、接種する義務ではなく、最終的には、本人が納得した上で、接種するかを決めることになっています。

そのため、企業においても、ワクチン接種を義務付ける(=強制する)ことはできません。

なお、裏返しの話にはなりますが、ワクチン接種しないことを強制することもできません。

### 2 ワクチン接種を拒否した従業員を解雇できるか？

上記1と関連しますが、ワクチン接種を義務付けることができない以上、接種を拒否したことを理由に解雇することはできません。現状の政府の方針を踏まえると、解雇に至らなくとも、何らかのペナルティーを科すことも困難と考えます。

なお、今後政府の方針が変わり、ワクチン接種が「法

律上の義務」となれば、これを拒否したことを理由に解雇することも可能になるかもしれません。あくまでも報道ベースの話ですが、フランスでは、医療従事者や高齢者施設などの職員にワクチン接種を義務化するとの方針が示され、9月15日以降、ワクチン接種をしていない医療従事者は、勤務に従事できず、また、給与も支給されない可能性があるそうです。

### 3 ワクチン接種を推奨することはできるか？

推奨すること自体は可能ですが、「推奨」の程度を超え、「事実上の強制」と評価されるような場合には、ハラスメント等の労務トラブルに発展する可能性があります。

ワクチンを打たない人への差別や嫌がらせは、ここ最近、「ワクチン・ハラスメント」などと呼ばれ、社会問題になりつつあります。とある企業において、社長が、「ワクチンを接種した人は懲戒解雇にする」旨の発言をした(真偽不明/企業は事実を否定しています)という話がSNS上で拡散され、企業がHP上で声明を出さなければならなくなったというケースもありました。

このように、企業のレピュテーションリスクもあるため、接種を推奨するとしても、それが事実上の強制になっていないかは、慎重に検討する必要があります。

### 4 おわりに

上記はあくまでも会社内部の問題ですが、今後は、単なる社内の問題を超え、企業間の問題に発展する可能性も出てくるかと思えます。例えば、元請企業から下請企業に対し、「ワクチン接種を受けていない人は、現場での作業を認めない」などと指示が出された場合、下請企業としては、非常に対応に苦慮することになります。

ワクチン接種が更に普及するにつれて、当初想定していなかった新たな問題が出てくることが予想されます。社内・社外を問わず、ワクチン接種を巡る問題でお困りの際は、お気軽にご相談いただき、一緒に対応を検討できればと存じます。